

## 長期収載品（先発医薬品）の選定療養費について

令和6年10月から長期収載品の選定療養費の制度が導入されます。

※長期収載品とは後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品のことです

患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品（先発医薬品）と後発医薬品（ジェネリック医薬品）の差額の4分の1に相当する金額を選定療養費（患者さんの自己負担）として患者さんにご負担いただく制度になります。

### 対象となる場合

- ・外来患者さんの院外処方
- ・後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品（ジェネリック医薬品）への置き換え率が50%を超える長期収載品（先発医薬品）

### 対象外となる場合

- ・入院中の患者さんの処方
- ・医師が医療上の必要があると判断して長期収載品（先発医薬品）を処方した場合
- ・後発医薬品（ジェネリック）の提供が困難な場合

選定療養費には別途消費税が必要となり、国や地方単独の公費負担医療制度（指定難病・重度・ひとり親等の医療費受給者証をお持ちの方）をご利用の場合も対象となります。

詳細は「厚生労働省からのお知らせ」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282666.pdf>